

埼玉県本庁舎E S C O事業業務要求水準書
(E S C O設備の設計・施工・維持管理上の留意点)

平成21年4月

埼玉県総務部管財課

本業務要求水準書はE S C O設備の改修工事において、設計、施工及び維持管理上の留意点を事業者を求める業務の要求水準として示すものである。

1. 業務対象箇所

対象箇所は本庁舎の下記を除く箇所とする。

- (1) 知事室系統 【別紙「埼玉県本庁舎E S C O事業知事室系統」(A-01) に図示する部分】
- (2) 地下1階 コンビニ内 (ファミリーマート)
- (3) 地下1階 第1食堂厨房内 (給排水設備のみ)

2. 設計上の留意点

(1) 空調機器の運転及び制御について

個別空調方式を提案する場合においては、各課室内で空調運転発停及び温度設定等を制限できる方式とするのとし、かつ、本庁舎中央監視室内で一括監視及び制御できるものとする。(空調換気扇等も同様とする。)

また、第二庁舎中央監視室においても同様の内容を監視及び制御できるものとする。

(2) 空調設備機器等の設置箇所について

個別空調方式を提案する場合においては、室外機等設置可能な場所【別紙「埼玉県本庁舎E S C O事業設備機器等設置可能箇所」(A-02~04)】は以下のとおりとする。

なお、番号が上位の箇所では設置を検討し、その箇所ですべての機器が設置不可能な場合、不可能な機器のみを次順位の箇所に設置可能とする。

① 本庁舎屋上

積載荷重は、別紙「埼玉県本庁舎E S C O事業(屋上への空調室外機設置)に関する検討」を参考とし、詳細診断時においては構造計算を行い、県の承諾を得ること。

② 本庁舎地下1階 (ドライエリア部分)

③ 本庁舎1階 (増設架構内植栽部分)

(3) 意匠上配慮を必要とする箇所について

ア 南側壁面については、意匠を配慮し露出配管等の施工を極力避けること。

イ 2階庁議室内を施工する場合は、仕上げに配慮し現状に調和したものとする。

(4) E S C O事業により不要となる既存設備について

ア 既存設備等で本事業により不要となるもので執務室内の機器については、原則として撤去及び処分するものとする。ただし、露出配管及び主機械室内の機器及び配管

については、提案によるものとする。

イ 撤去にあたり、特別管理産業廃棄物の含有の疑いがある場合は、調査の上、適切に処理すること。

ウ 撤去範囲及び撤去方法について提案すること。

(5) 電気設備の仕様について

ア 現状空調システム構成を大きく変更し、既存変電室を利用する場合は、基本的に当該空調電源はE S C O事業者で専用の変圧器盤を新設し、電源を供給すること。

イ 二次高圧受変電設備を設置する場合は、主遮断器を設置し、第二庁舎中央監視室にて状態表示、遠隔操作が可能とする。また、監視室と現有連絡装置を設ける。

ウ 高圧分岐は、中庭電気室高圧配電盤予備配電盤（3 5 2 F 7）または現空調配電盤（3 5 2 F 5）を改修し行う。

エ E S C O事業対象空調システムには、系統毎に課金装置を設置する。

オ 地階食堂、郵便局等について将来別途空調費を課金する計画があるため、個別課金に対応した構成とする。

(6) 関係法令等の遵守について

設計にあたっては、建築基準法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律その他関係法令を遵守し、室内環境を低下させないものとする。

3. 施工上の留意点

(1) 作業上の制限について

ア 工事のために支障となる課室内の職員の移動は行わない。（本庁舎を使用しながら施工）

イ 職員が執務している課室内及び廊下等の作業は、原則閉庁日に行うものとする。

ウ コンクリートのはつり、アンカー又は配管のための穿孔などの騒音発生作業は閉庁日には行わないように努めること。また、穿孔する際は、あらかじめレントゲン撮影等により、打ち込み配管を確認の上損傷させないよう留意すること。

エ 県議会開催中、その他特別な行事への配慮をすること。

a 議会日程（平成20年度実績）

6月定例会（6/17～7/4）

9月定例会（9/24～10/10）

12月定例会（12/2～12/19）

2月定例会（2/23～3/27）

b 県民の日 11/14

オ 工事に伴い移転等が必要な造付け家具、機器、備品等は取り外し、再取り付け等

復旧すること。

(2) 他工事との連絡調整について

施工にあたっては、別途発注されている耐震補強工事との調整を十分に行い、円滑な業務の推進に努めるものとする。

ア 工事名称

埼玉県本庁舎他耐震補強工事

イ 工期

平成21年3月30日～平成23年3月11日

ウ 工事概要

(ア) 本体工事

本庁舎（含む煙突）、連絡通路及び第二庁舎の耐震補強工事

(イ) 関連工事

a 機械設備：設備配管の仮設切り回し工事

b 電気設備：設備配線の仮設切り回し工事

(ウ) 植栽工事

建物周りの樹木の移植

(エ) 外壁改修工事

(本庁舎) 既存タイルの落下防止及び石目調吹付仕上げ工事

(第二庁舎) 縦樋の鋼管、建具外部面及び手摺り等の防錆塗装その他工事

(オ) バリアフリー工事

主要な玄関及び便所（1階南西側男子便所、1階南東側女性便所、3階北側男女便所）のバリアフリー工事

4. 導入済み省エネシステム

ア 高効率型照明器具の採用

イ 誘導灯専用冷陰極蛍光灯の採用

ウ 人感センサー付き照明器具の採用（廊下・トイレ）

エ 窓側調光付照明器具の採用（南側執務室）

オ プルスイッチ式照明器具の採用

5. 業務対象施設以外の改修計画

ア 第三庁舎空調設備改修工事（予定）

第三庁舎の暖房及び加湿用熱源は、現システムでは本庁舎から供給されているが、別途工事により分離し単独熱源に改修する計画である。

(ア) 設計 平成21年度

(イ) 工事 平成22年度

6. 維持管理上の留意点

ア ESCO設備の維持管理について

異常及び故障等が発生の際においては、迅速な対応とるための対策案を提案すること。

この場合において、県が別途委託する中央監視業務において、簡易的な現場確認業務を求めることができる。